

群馬県機関等におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、群馬県機関等において、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により、利用者から代金を徴収し、県に納付する事業者（以下「指定納付受託者」という。）をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務の内容

地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務。

(2) 仕様

別添「群馬県機関等におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 予算額（契約上限額）

42,776,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・キャッシュレス決済端末等及びレジ及び取引実績のデータ還元サービス（以下「レジ機能」という。）の導入並びに運用に係る予算（決済手数料を除く。）
- ・提案における費用（決済手数料を除く。）は、下記契約期間に要する費用を表すこととし、予算額を超える提案は無効とする。
- ・応募に要する経費は含まない（応募事業者の負担とする）。
- ・選定された事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

4 契約期間（予定）

キャッシュレス決済端末等及びレジ機能に関する契約

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

5 応募資格

次の条件を全て満たしていること。なお、契約締結日までの間に当該応募資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- ・法人格を有している者
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者

- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でない者（更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

6 質問の受付

応募を予定している事業者から、次のとおり質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 令和8年5月11日（月）午前12時まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式1）を電子メールにより送付すること。
- (3) 提出先 下記13に同じ
※件名を「群馬県機関等におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託業務に係る質問事項」とすること
- (4) その他 質問に対する回答は、受付期間終了後から3営業日以内に質問書に記載された連絡先に電子メールにより回答するとともに、県ホームページで公表する。

7 応募の手続き等

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式2-1～2-9）
※提案書は「8 企画提案書作成要領」に基づき作成すること
- イ 誓約書（様式3）
- ウ 事業者の概要（様式4-1）
※法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの）、定款（最新のもの）、会社案内パンフレットを添付
- エ 国又は地方公共団体等における受注実績（様式4-2）
※実績を示す資料を参考資料として添付
- オ 経営状況（様式4-3）
※決算書（損益計算書、貸借対照表）の写し（直近のもの1期分）を添付
- カ その他（任意様式）
 - ・コンプライアンス体制
 - ・加盟店規約 等

(2) 提出方法及び提出期限

- ア 提出方法 正本1部…持参又は郵送（書留）による提出
データ…メールによる提出

イ 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出先

下記13に同じ。

※書類を提出した後は、電話にて到着確認をすること。

※メールは、一通につき7MBまでしか受信できないため、これを超える場合は、提出方法について県に相談すること。

（4）留意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は応募事業者の負担とする。
- ・提出された応募書類について、県から質問をすることがある。
- ・応募書類の追加、修正及び差し替えは提出期限内に限り認める。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複写することがある。
- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・応募事業者が応募書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・応募書類は、群馬県情報公開条例（平成12年6月14日条例第83号）の規定によって公開の請求があった場合には、公開するものとする。

8 企画提案書作成要領

企画提案書別紙（様式2-2～2-9）によりA4版で作成すること。なお、企画提案書別紙の他に補足説明資料を添付することは差し支えない。

9 選定方法

- ・「5 応募資格」に規定する応募資格要件の確認を行い、確認の結果、要件を満たさなかった応募事業者については、応募書類の審査を行わない。
- ・提出された応募書類は、「群馬県機関等におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において別記「選定評価基準」に基づき採点方式により審査を行う。なお、応募書類が別添「仕様書」の条件を満たしていない場合は、審査委員会による審査を行わず、選定しない場合がある。
- ・審査は書面によるものとし、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。
- ・審査の結果、同点となった応募事業者が複数あった場合は、審査委員会で協議を行う。
- ・評価点が120点以上であることを選定の条件とし、審査委員会による審査の結果、ふさわしい提案ではないと判断した場合は選定しない場合がある。

10 選定結果の公表

選定結果は、令和8年6月下旬を目途に全ての応募事業者に文書で通知するとともに、県のホームページにおいて公表する。

11 スケジュール

- (1) 募集開始 令和8年4月22日(水)
- (2) 質問受付期限 令和8年5月11日(月) 午前12時まで
- (3) 企画提案書提出期限 令和8年5月22日(金) 午後5時まで(必着)
- (4) 結果の通知・公表 令和8年6月下旬

12 契約の締結

選定された事業者と群馬県との間で指定納付受託業務に必要な契約を締結する。

13 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名称 群馬県会計局会計管理課調整・DX推進係
- (2) 所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- (3) 連絡先 電話：027-226-3843 E-mail：kaikanka@pref.gunma.lg.jp

(別記)

群馬県機関等におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託者
選定評価基準

1 目的

この基準は、提案書の評価項目、評価内容及び評価得点を定めるものである。

2 評価項目、評価内容及び評価得点

別紙のとおり。

なお、審査委員それぞれの評価得点の平均値を提案書の評価得点とする。

(別紙)

No	評価項目	評価内容（観点）	評価 得点
1	利用者の利 便性	・取扱ブランドは、利用者の利便性が向上するブランドであるか。 また、決済取消が不可能である決済手段は明示されているか。 ・紛失、盗難カード等の不正使用に対する防止対策は十分か。	20
2	決済手数料	・低廉な手数料率か。	20
3	導入・継続 経費	・契約期間中のイニシャルコスト及びランニングコストに係る経 費が低廉であるか。	30
4	情報セキュリティ 及び個人情報 保護	・情報セキュリティ及び個人情報保護に対する取組みが確立され ているか。	10
5	納付業務	・取扱いブランドによる納付がまとめて行われ、かつその頻度が 適切か。 ・不利な条件なく、請求書払が利用可能であるか。	20
6	決済端末・ レジ機能	・採用しているネット回線が接続不良だった場合の代替手段があ るか。 ・現金併用型端末を導入する所属については、多くの収納対応を 行うことが見込まれることから、外付けのプリンターやスキャ ナーと連動させることで、迅速な処理を行うことができるか。 ・決済端末本体で手数料等の区分、名称及び数量を選択すること で納付額を計算できるなど、職員にとって操作・計算誤りを起こ しにくい機能が提供されるか。 ・パソコン(Microsoft Windows)から、インターネットを通じて取 引履歴を確認できるほか、指定した期間のデータをCSV形式で出 力可能であるなど、日次・月次の集計業務等を容易に行うことが できるか。	40
7	サポート体制	・導入前の研修や決済端末等の操作方法に係る汎用マニュアルの 種類は適切か。 ・導入後のサポート体制は十分か。	20
8	業務実績及 び経営状況	・国又は地方公共団体等に対する十分な業務実績を有しているか。 ・納付事務を適正かつ確実に遂行できる経営状況であるか。	20
9	提案者の優 位性、特筆 できる提案	・独自の取組みが示されるなど、他の提案より優位性が認められ るか。 ・県職員の事務負担軽減に資するような取り組みがあるか。	20
合 計			200